

# 措置入院者の退院に係る支援の現状について

資料 6

平成28年8月1日現在

※全国の都道府県及び政令指定都市(計67カ所)に対し、平成28年8月1日時点の措置入院者の退院に係る支援の実態について調査を行い、全67カ所より回答が得られたもの。

問1 貴自治体が措置入院した患者(以下、「措置入院患者」とする)について、措置解除にあたってあらかじめ保健所等の行政職員が患者との面談を実施していますか。(「面談」には、患者を含まないケア会議等は含みません)

	①=京都府、福岡県、浜松市	②=宮城県、千葉市、相模原市、福岡市	n	%
1 明文化されたルール※があり、実施している			7	10.4%
① 全ての措置入院患者に実施している			3	4.5%
② 必要に応じて実施している			4	6.0%
②の具体的な内容				
○	措置入院者が退院する際には必ず面談を実施しているが、面談の時期については、措置解除後に他入院形態に切り替わることもあるため、必ずしも措置解除と同時とは限らない。			
○	患者との面接については、本市において実施している措置入院患者の退院後支援の中で、退院後支援の対象者となった際に、退院前関係者会議の中で実施している。関係者会議においては、患者同席のもと、主治医、看護師、PSW、各区役所福祉担当者、福祉サービス事業者、保健所職員等が出席している。会議内で、患者の様子や意思を確認し、退院後の支援方針を協議している。			
○	「措置入院者に対する支援のあり方ガイドライン」に基づき、必要に応じて実施。			
○	消退届の疾患名や、家族等への虐待等のリスクがあるか等で実施を検討している。			
2 明文化されたルール※はないが、必要に応じて実施している			52	77.6%
3 実施していない			8	11.9%

※明文化されたルールとは、マニュアルやガイドラインなど貴自治体で定めたルールをいう。

問2 貴自治体が措置入院した患者が、他入院形態を経ずに地域へ退院した場合、退院に係る支援(退院後のフォローアップを含む)を実施していますか。

	①=兵庫県	②=宮城県、神奈川県、広島県、千葉市、相模原市、浜松市、福岡市	n	%
1 明文化されたルール※があり実施している			8	11.9%
① 予算事業として実施している			1	1.5%
② (通常)業務の一環として実施している(病院からの訪問指導依頼を含む)			7	10.4%
2 明文化されたルール※はないが、必要に応じて実施している			56	83.6%
3 実施していない			3	4.5%
3の具体的な理由				
○	症状消退届にて、地域へ退院する情報を把握することが多く、退院後に患者との支援関係を構築することは困難。			

問3 問2で1の回答をされた方に、マニュアルやガイドラインなど貴自治体で定めたルールに基づく退院に係る支援(以下、「ルールに基づく退院支援」とする)の内容について伺います。①②の各問において、当てはまるものを1つお選びください。

①地域への退院後のフォローアップについて、警察との情報共有について、ルールとして定めていますか。

		n	%
1	定めている	0	0.0%
2	定めていない	8	100.0%
2の具体的な理由			
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 理由は特になし。 ルールとして定めていないが、本人の同意を得た上で、警察にもケア会議に参加いただいている。</li> <li><input type="radio"/> 個人情報保護の観点から実施していない。</li> <li><input type="radio"/> 地域へ退院する際に、必要に応じて警察に情報提供を実施 全例情報提供をすることについては、不要と判断している</li> <li><input type="radio"/> 個人情報の共有範囲を最小限にするため、本人の支援に必要な機関とのみ連携している。連携先は事例により異なり、連携先の一機関である警察について、特に取り上げて情報共有のルールの作成はしていない。</li> <li><input type="radio"/> 退院後支援に際し、必要に応じて退院前の関係者会議への参加も想定しているが、現在のところ実績はない。なお、警察より情報共有について依頼があった際は、状況に応じ対応している。</li> <li><input type="radio"/> 患者の個人情報を警察に伝えることについて、明確な法的根拠が無いため。</li> <li><input type="radio"/> 法的根拠がないため。 また、保有個人情報保護の観点からも一律に定めるのは難しいと考えるため。</li> <li><input type="radio"/> 個人情報保護の観点から、警察から文書等で照会があり、情報提供に関して法的根拠が確認できる場合や退院時の状況で人の生命、身体、健康、もしくは財産等の保護のために緊急に必要があるとき等を想定するが判断が難しい。警察との情報共有については個人情報保護法に優先してまで実施する法的根拠が乏しい。</li> </ul>			

②地域への退院後のフォローアップ中に居所が変更となった場合に、引継等の自治体間の情報共有の仕組みをルールとして定めていますか。

		n	%
1	定めている	1	12.5%
1の具体的な内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 措置入院患者継続支援チーム設置要綱の様式1「引継連絡票」により情報提供を実施</li> </ul>			
2	定めていない	7	87.5%
2の具体的な理由			
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 理由は特になし。 ルールとしては定めていないが、本人の同意を得た上で自治体間で情報共有を図っている。</li> <li><input type="radio"/> ルールとしてはないが、個々のケースで必要に応じて実施しているため</li> <li><input type="radio"/> 県の保健所間であれば、継続した支援が行えるよう情報共有を行っているが、県外及び管外への転居については、個人情報保護の観点から情報提供していない。取扱いについては「保健所管外に住所を有する措置入院者等に関する事務取扱要領」に準じて実施している。</li> <li><input type="radio"/> 自治体間の情報共有については、個人情報保護の観点から取扱いに苦慮している。なお、現時点においては自治体をまたがる居住地の変更となったケースはない。</li> <li><input type="radio"/> ルールとして定めてはいるが、地区の相談窓口(各区障害福祉相談課等)における通常業務の一環として、必要に応じて、本人もしくは家族等の同意を得たうえで引継等の支援を実施している。</li> <li><input type="radio"/> 法的根拠がないため。 また、保有個人情報保護の観点からも一律に定めるのは難しいと考えるため。</li> <li><input type="radio"/> 明文化されていないが、フォロー終了時は保健所内カンファレンスを実施することとなり、その際の検討事項となる。</li> </ul>			

問4 問2で1の回答をされた方に、「ルールに基づく退院支援」の実態について伺います。①～⑤については当てはまるものを1つ、⑥については当てはまるものを全てお選びください。

①貴自治体において、どのようなエリアで実施していますか。

	n	%
1 自治体内の全ての地域で実施している	5	62.5%
2 自治体内の一部の地域で実施している	0	0.0%
3 その他	3	37.5%
3の具体的な内容		
○ 政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)及び保健所設置市(横須賀市、藤沢市)を除く県域で実施		
○ 県管轄の13保健所においては全域で実施 政令市、中核市については、県保健所の管轄外であるため実施していない		
○ 県管轄の保健所について全域で実施。 政令市、中核市については県保健所の管轄外であるので実施していない。		

②支援対象者はどのような方ですか。

	n	%
1 全ての措置入院者	3	37.5%
2 一部の措置入院者	5	62.5%
2の具体的な内容		
○ 基本的にはすべてであるが、本人家族が希望しない場合には、その入院患者に対して積極的介入が必要かどうかの判断をし、必要と判断したら、支援する。		
○ 精神障害が続いている者		
○ 原則、市内に在住し、家族やその他の関係機関での支援、見守りの体制が不十分であり、行政主導で支援が必要であると認められた者。		
○ ①措置入院を複数回、繰り返している者。②単身生活または家族の支援する力が弱いと考えられる者。③主たる診断がICD10でF2(統合失調症)もしくはF3(気分障害)である者。(ガイドラインに基づき、支援の要否について目安を設定。)		
○ 統合失調症、躁うつ病等疾患別で対応を分け、家族等への虐待リスク等がある場合等は介入対象としている。		

③薬物使用による障害を支援対象者として含みますか。

	n	%
1 はい	8	100.0%
2 いいえ	0	0.0%

④パーソナリティ障害を支援対象者として含みますか。

	n	%
1 はい	8	100.0%
2 いいえ	0	0.0%

⑤貴自治体が措置入院した患者のうち、実際に概ね何割ぐらいの方に、「ルールに基づく退院支援」が実施できていますか。

	n	%		n	%
80%以上100%以下	3	37.5%	20%以上40%未満	0	0.0%
60%以上80%未満	1	12.5%	10%以上20%未満	0	0.0%
40%以上60%未満	3	37.5%	0%以上10%未満	0	0.0%

⑥退院支援を実施するにあたり、どのような関係者と連携していますか。当てはまる関係者を全てお選びください。

	n	%		n	%		n	%
都道府県	3	37.5%	警察	3	37.5%	市区町村	8	100.0%
保健所	7	87.5%	医療機関	8	100.0%	その他	3	37.5%
精神保健福祉センター	6	75.0%	障害福祉サービス事業所	8	100.0%			

その他: 訪問看護ST、家族、相談支援事業所、民生委員、ピア等、高齢者支援センター